

## 外管局、《資本項目外貨業務ガイド（2024年版）》を公布

国家外貨管理局は、2024年4月12日、《資本項目外貨業務ガイド（2024年版）》の印刷・公布に関する通知（匯発〔2024〕第12号、以下、本ガイド）を公布しました。本ガイドは2024年5月6日より施行され、旧ガイド（匯総発〔2020〕第89号）は同時に廃止されています。

本ガイドは、資本項目外貨業務について、外貨管理局で取り扱う業務、銀行で直接取り扱う業務、関連業務の書式・文例の3つのパートで構成されています。今般の改定では、最新の法律規定および外貨行政許可などの政策内容を取り入れ、一部業務の取扱原則を精緻化・明確化にしました。

外貨管理局で取り扱う業務の主な調整には、①外商投資企業の登記通貨変更は外貨管理局で取り扱うことを明確化、②投注差モデルで外債契約締結登記を行う際、商務部門書類の提出は不要、③外債のDES（デットエクイティスワップ）手続きフローの明確化、④外管局認可後に国内外貨借入を返済するために外貨購入可能、などが含まれます。

また、銀行で直接取り扱う業務の主な調整には、①資産現金化口座を資本項目決済口座に調整、②対外貸付・外債口座の開設や使用規則の更新、③銀行による対外貸付業務の関連内容の追加、④資本項目外貨収入・支払ネガティブリスト範囲の調整、⑤資本項目収入・支払指図書の手書更新、などが含まれます。

本ガイドの原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.safe.gov.cn/safe/2024/0412/24226.html>

<第一部分 外管局資本項目外貨業務取扱ガイドの概要>

（青字は旧ガイドとの相違点・追加点）

### 一、国内直接投資に係る外貨業務

#### ◆ 外商投資企業における登記通貨種類の変更登記

- [既存の外商投資企業で登記通貨種類の変更が発生した場合、登記地の外管局で通貨変更登記手続きを実施可能](#)

### 二、国外直接投資に係る外貨業務

#### ◆ 国内機構の対外貸付

- 対外貸付登記・変更登記については、貸付人の登記地外管局で取り扱い

対外貸付限度額  
(計算公式を調整、  
実質的変更なし)

- [人民幣・外貨の対外貸付残高は企業の対外貸付残高上限を超過不可](#)  
[貸付残高上限 = 直近一期の監査済純資産 × マクロブルーデンス調節係数](#)  
[貸付残高 = Σ人民幣・外貨対外貸付残高 + Σ外貨対外貸付残高 × 通貨種別転換因数](#)

資金原資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">貸付人は、自社保有の人民元・外貨資金、人民元による外貨転資金、国内外貨借入金、関連政策・法規の規定に合致する資金、人民銀行・外管局が認定する人民元・外貨資金を使用しなければならない</a></li> </ul>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">国家の関連法律・法規の規定を違反してはならず、直接または間接的に借入人の経営範囲以外の支出に使用不可</a></li> </ul>

### 三、クロスボーダー貸付業務

#### ◆ 非銀行債務者による外債借入契約締結登記

- [外商投資企業が初めて外債契約締結登記を行う際、書面申請書にてクロスボーダー融資管理モデルを明確にしなければならない。最初に「投注差」モデルを選択した場合、マクロブルーデンスモデルに変更可能、ただし再変更は不可](#)
- 「投注差」モデルを選択した外商投資企業は、書面申請書・外債契約書・[営業許可証](#)などに基づき、登記地の外管局で外債契約締結登記手続きを実施。[外管局はシステム上で当該企業の投資総額・登録資本金を確認し、その状況に基づき外債限度額を決定する](#)
- 国内機構が国外で[債券を発行する場合](#)（旧ガイドでは「短期債券」）、全口径クロスボーダー融資マクロブルーデンス政策の枠組みに取り入れ管理しなければならない。「投注差」モデルを採用した企業が、国外で[債券を発行する場合](#)（旧ガイドでは「短期債券」）、当該企業の「投注差」で計算した外債限度額を占用する
- [条件に合致するハイテク技術、「専精特新」企業および科学技術型中小企業は、クロスボーダー融資利便化業務への取組可能](#)
- 外債規模管理の対象外とし、登記手続きが不要となる状況を新たに追加：[国内上場会社の外国株主が引き受ける同社の国内で公開・発行する転換社債（転換社債型新株予約権付社債）、自由貿易債](#)
- [国外機構が国内で発行する人民元債券（バンド債）の募集資金を、人民元外債の形式で国内の持分関係のある企業に貸付する場合、国内債務者は本ガイドの規定に基づき外債登記手続きを実施。また、国内債務者（非親子関係の場合）が、マクロブルーデンスモデルで外債を借り入れる場合、クロスボーダー融資リスク加重残高に算入する](#)

#### ◆ 非銀行債務者による外債の持分転換手続き

- [国外債権者が債権を持分に転換（DES）する場合、債務者は更新済の営業許可証を受領し、外管局で非資金振替類の元本返済・利息支払登記、外債抹消登記の実施後、銀行で外商投資企業基本情報の変更手続きを実施](#)

#### ◆ 内保外貸（国内保証・国外貸付）業務の契約締結登記

- [担保提供の意思表示があり、実質的に保証となるキープウェル協議は内保外貸管理を参照し、国内担保人は法的性質の識別および登記責任を負う](#)
- [内保外貸業務の集中登記：条件に合致する非銀行機構は内保外貸業務の集中登記が可能](#)

#### ◆ 多国籍企業によるクロスボーダー資金集中運用業務

- 多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用業務に参加し、かつ外債または対外貸付限度額が集中されたメン

バー企業は、主幹企業の申請提出日より、原則として自ら外債の借入や対外貸付の実施は不可

- 主幹企業が申請を提出する前に、メンバー企業がすでに自ら外債借入または対外貸付を実施している場合、自主原則に基づき、借り入れた外債または債権を主幹企業に譲渡した後、外債または対外貸付限度額の集中に参加可能

◆ 国内外貨借入金を返済するための外貨購入認可

- 匯発[2017]第3号の要求に基づき人民元転・使用済の国内外貨借入は、原則、外貨購入による返済不可
- 貨物貿易輸出で確かに期限通りに外貨を回収できず、かつ企業に国内外貨借入を返済できるその他の外貨資金がない場合、企業は外貨購入する銀行を通じて外管局に申請・認可取得後、外貨購入による返済の関連手続を実施可能

<第二部分 銀行資本項目外貨業務直接取扱ガイドの概要>

**七、国内直接投資に係る外貨業務**

◆ 外商投資企業の基本情報登記・変更・抹消

登記 (新設・合併買収)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業許可証の取得後、所属する省級外管局管轄内の銀行で速やかに基本情報登記を行い、業務登記証憑の取得が必要</li> <li>● <u>持分譲渡・合併買収方式で外商投資企業を設立する場合、銀行は譲渡人（もと内資企業の中方株主）の登録資本金払込状況に基づき外貨登記手続を実施</u></li> </ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本情報・投資情報の変更が発生した場合、所属する省級外管局管轄内の銀行で基本情報の変更手続が必要</li> <li>● <u>外商投資企業の持分譲渡業務については、ビジネス原則を遵守し、公正価格に基づき取引を実施。銀行は、関連取引および価格の真実性・コンプライアンス性に対してデューデリジエンスを実施</u></li> <li>● <u>減資・持分譲渡などの変更事項が発生した場合、銀行は関連株主の資本金払込状況を審査し、払込状況に基づき実質出資または義務出資の登記変更手続を実施</u></li> </ul>
抹消	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 破産・解散・経営期限・合併・分割などの原因で抹消する場合、原則、清算公告期間の終了後、企業の営業許可証抹消までに所属する省級外管局管轄内の銀行で基本情報登記の抹消手続を行い、併せて企業公告の提出が必要</li> </ul>

◆ 国内再投資受入の基本情報登記

- 外商投資企業が外貨資本金またはその人民元転代り金により直接あるいは間接的に国内持分投資を行う場合、現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反してはならず、その国内投資プロジェクトは真実・コンプライアンスに準拠し、かつ公平的・合理的、等価交換、信義誠実などのビジネス原則を遵守する必要があり、関連取引の価格は真実・公正でなければならない

投資主体	再投資資金または持分譲渡代金の支払通貨	
	外貨	人民元形式 (直接人民元転代り金/人民元転支払待機口座内の資金)
投資性 外商投資企業 <sup>※</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">資金受入企業の登記地に所属する省級外管局管轄内の銀行で登記手続きを行う</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登記手続きは不要</li> <li>● 被投資主体または持分譲渡する国内機構は人民元口座に資金を直接受入可</li> </ul>
非投資性 外商投資企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被投資企業は投資金受入用の外貨資本金口座を開設</li> <li>● 持分譲渡する国内機構は持分譲渡代金受入用の<a href="#">資本項目決済口座</a>を開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金受入企業は所属する省級外管局管轄内の銀行で登記手続きが必要</li> <li>● 被投資企業は再投資資金受入用の人民元転支払待機口座を開設する必要あり</li> <li>● 持分譲渡する国内機構は<a href="#">人民元口座で持分譲渡代金を直接受入可</a></li> </ul>

※ 外商投資ベンチャー投資企業、外商投資持分投資企業、[商務部が証明書を発行する](#)外商投資性公司

◆ 国内直接投資の関連口座

外貨資本金 口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外商投資企業または国内外貨再投資受入主体の名義で開設</li> <li>● 異なる銀行で複数の外貨資本金口座の開設が可能。<a href="#">企業登記地に所属する省級外管局管轄以外の地区で口座を開設する際、実需原則を遵守する必要あり</a></li> </ul>
<a href="#">資本項目決済 口座<sup>※</sup></a> (2024年6月3 日より実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内持分譲渡人、国外投資主体の減資・持分譲渡・清算などの資本項目変動収入が発生する国内投資主体、国内環境権益譲渡者または<a href="#">国外上場の国内機構の名義で開設</a></li> <li>● 異なる銀行で複数の資本項目決済口座の開設が可能。<a href="#">企業登記地に所属する省級外管局管轄以外の地区の銀行で口座を開設する際、実需原則を遵守する必要あり</a></li> <li>● 口座内資金は自主的に人民元転・使用が可能で、口座開設主体は関連業務登記証憑に基づき銀行で直接人民元転の手続きが可能</li> <li>● 経常項目支出は真实性審査原則に基づき取り扱い、資本項目支出は外管局（銀行）で登記または外管局で認可取得が必要</li> </ul>

※ もと資産現金化  
口座

◆ 国内直接投資（銀行、保険機構を含まない）の利益送金

- 企業は、会社法・外商投資などの関連法律・法規に基づき過年度の損失を補填し、損失の補填および積立金の積立後に残る税引き後の利益については、規定に基づいて配当
- 銀行が企業の利益送金業務を取り扱う際、[適切な方法を通じて企業が FDI 多報合一（複数の年度報告の一体化）年度報告の登記を完了しているか、およびその申告データに問題はないかを確認する必要あり](#)

八、国外直接投資に係る外貨業務

◆ 国内機構の国外直接投資外貨登記、変更・抹消登記

国外直接投資 外貨登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内機構（国内銀行を含まない）は、国内外の合法的な資産または権益（通貨・有価証券・知的財産権または技術・持分・債権などを含むがこれに限らない）による国外への出資前に、登記地の銀行で登記手続きを申請</li> </ul>
変更登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国外企業の減資・持分譲渡などにより資金回収が必要な場合、国内投資主体が登記地の銀行で変更登記後、後続の<a href="#">資本項目決済口座の開設</a>、資金回収・入金などの手続きが可能</li> <li>● 対外貸付を国外企業の持分に転換する場合、予め登記地の外管局で外貨貸付の変更または抹消登記手続きの申請が必要</li> </ul>
抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国外企業の清算により資金回収が必要な場合、国外投資企業の国内投資主体が抹消登記手続き後、業務登記証憑に基づき銀行で後続の<a href="#">資本項目決済口座の開設</a>、資金回収・入金などの手続きが可能</li> </ul>

◆ 国内機構の対外貸付

専用口座 開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業が外管局で対外貸付登記の手続き後、<a href="#">登記地の銀行で対外貸付専用口座の開設が可能</a></li> <li>● <a href="#">複数の対外貸付に対して一つの対外貸付専用口座を共用可能、また一件の対外貸付に対して複数の対外貸付専用口座を開設可能</a></li> </ul>
資金使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対外貸付の資金送金業務を取り扱う際、銀行は対外貸付の資金原資・国外借入人の資金使用計画などを審査する必要あり</li> <li>● 企業の送金金額が送金可能金額を超過する場合、銀行は当該企業の送金業務を取扱不可。<a href="#">延滞した対外貸付に対して、銀行は当該対外貸付登記にかかる新たな資金送金を取扱不可</a></li> </ul>
抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対外貸付の期限到来（期限延長時の期限到来を含む）かつ元本・利息を回収済の場合や、期限未到来（期限延長時の期限未到来を含む）だが元本・利息を回収済の場合、または<a href="#">対外貸付登記後に未送金などの通常の対外貸付抹消業務について</a>、貸付人は所属する省級外管局管轄内の銀行で対外貸付限度額の抹消登記手続きが可能</li> <li>● <a href="#">期限到来かつ元本・利息を回収済だが、手数料の引き落としなどにより貸付残高がゼロでない場合で、その合理的な理由を銀行が確認・確定できる場合、当該対外貸付限度額の抹消登記手続きを実施</a></li> </ul>

九、外債・クロスボーダー担保・国内外貸付業務

◆ 非銀行債務者の外債借入

口座開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非銀行債務者は、外債契約締結登記後、銀行で直接に外債口座を開設可能</li> <li>● 外債一件につき複数の外債口座の開設が可能、<a href="#">非金融企業の複数の外債で一つの外債口座の共用可能</a>。新規で登記された外債については、<a href="#">既存口座または新規開設の外債口座で資金受払手続きが可能</a></li> </ul>
------	--

引出・返済	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外債の引出通貨と返済通貨は要一致、ただし<u>非銀行債務者の実際のニーズに応じて契約通貨と異なることも可能</u></li> <li>● 《国内機構外債契約締結状況表》および貸付契約書に期日前返済の条項が記載されていない場合、期日前返済不可</li> </ul>
抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非銀行債務者の登記済の外債が<u>以下の条件のいずれかに</u>合致する場合、最後の元本返済・利息支払業務完了後、所属する省級外管局管轄内の銀行で外債抹消登記手続きの申請が可能             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登記済外債の未返済の残高がゼロであり、かつ以降、引出が発生しない場合</li> <li>● <u>登記済外債のすべての元本返済・利息支払業務が完了しており、かつ以降、引出が発生しない、ただし手数料の引き落としなどの合理的な理由により未返済の残高がゼロではない場合、銀行はその理由が合理的であることを確認・確認できる場合</u></li> </ul> </li> </ul>

◆ 銀行対外貸付

- 条件に合致する国内銀行は、直接に国外企業に人民元・外貨を貸出、または国外銀行に資金を融通するなどの方式により間接的に国外企業に1年超の人民元・外貨を貸出
- 資金用途の制限
  - 原則として、国外企業の経営範囲内の関連支出に使用し、証券投資や内保外貸項目にかかる対外債務の返済、または取引背景の構築によるサヤ取り（裁定取引）やその他の形式の投機的取引への使用は禁止、また国内に資金融通・持分投資などの方式で資金の国内への戻入・使用不可
  - 対外貸付を国外投資に使用する場合、国内の関連主管部門による国外投資関連規定に合致する必要あり

十一、総合業務

◆ 資本項目収入（直接投資・外債資金を含む）の人民元転

- 国内機構の資本項目外貨収入およびその人民元転代り金の使用は、真実・自己使用の原則を遵守し、併せて以下の規定を遵守しなければならない：
  - 直接または間接的に国家の法律・法規が禁止する支出に使用不可
  - 別途明確な規定がある場合を除き、直接または間接的に証券投資やその他の投資・理財商品に使用不可（リスク評価結果が2級以下の理財商品およびストラクチャー預金の購入を除く）
  - 非関連企業への貸付に使用不可（経営範囲で明確に許可する場合を除く）
  - 非自社用の住宅性不動産の購入に使用不可（不動産開発、不動産賃貸企業を除く）

◆ 資本項目外貨収入の支払利便化

- 条件に合致する企業の資本項目外貨収入およびその人民元転代り金を国内支払使用のために用いる場合、《資本項目収入支払（任意人民元転を含む）指図書》に基づき直接条件に合致する銀行で取扱可、また真実性証明資料の事前・一件毎の提出は不要
- 取扱銀行は四半期毎に取り扱った資本項目外貨収入支払利便化業務について、事後ランダム抽出検査を行わなければならない、企業はその取引が真実・コンプライアンスに準拠したことを十分に証明できる関連文書およびエビデンス（電子版の書類・エビデンスを含む）などを検査に備えて5年間保存しなければならない

以上

## ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心13階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号  
建滔商業広場5号楼7階  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心13階T30室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心  
北楼16階1601、1605-1606、  
1608、1615、1628-1629室  
电话 : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大厦16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区  
東南大道33号 科創大厦8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金  
財富広場1号楼601、605-608室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市拱墅区武林街道延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1併公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大厦4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

## SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。